最低賃金法

1. 案内情報

手続名: 労働協約に基づく船員の地域的最低賃金の決定

手続根拠 : 最低賃金法第13条、第40条、船員の最低賃金に関する省令

第7条及び第8条

手続対象者: 当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団

体を含む)

提出時期: 当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団

体を含む)の全部の合意があった場合

提出方法 : 新たに最低賃金の適用を受ける地域及び船員の範囲を記載した

申請書(正本及び写し各一通)を一の地方運輸局の管轄区域内のみにかかる事案にあっては当該地方運輸局長等に、その他の事案にあっては国土交通大臣に提出してください.(ただし、当該事案が一の海運支局の管轄区域内のみにかかるものである

場合は、当該海運支局長を経由すること)

手数料 : なし

添付書類・部数:当該労働協約の写し・当該労働協約の適用を受ける船員の数及

びこれを使用する使用者の住所及び氏名又は名称並びにあらたに最低賃金の適用を受ける船員の数及びこれを使用する使用者の住所及び氏名又は名称を記載した書面・当該申請が当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む.)が2以上である場合は、そのいずれかの全部の合意によるものであることを証明する書面、正本及び写し各一通

申請様式 :提出窓口にお問い合わせ下さい。 記載要領・記載例 :提出窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 : 1 つの地方運輸局の管轄区域内のみにかかる事案にあっては当該

地方運輸局長等に、その他の事案にあっては国土交通大臣に提出

してください.

受け付け時間 : 提出先にお問い合わせください . 相談窓口 : 提出先にお問い合わせください .

3 . 手続情報

審査基準 : 最低賃金法第15条、第40条及び第41条

標準処理機関 :提出先にお問い合わせください.

不服申立方法